

広告

6月13日(月)から①④⑤は東京リーガルマインド(218)1527、②③はキャリアバンク(708)8321へ。(先着) [詳細]市コールセンター(22)4894

シルバー人材センターのご利用を

庭の手入れや家事などの仕事を引き受けます。

[詳細] シルバー人材センター(中央・東・南区) 中央支部(614)2155、北・西・手稲区 西支部(615)8228、白石・厚別・豊平・清田区 東支部(864)6336



国民健康保険

6月中旬に23年度の通知書を送付。納付方法は、通知書でご確認ください。

ご確認ください。年度途中から年金天引きに該当する世帯は、天引きが始まるまで、納付通知書などで納付してください。

40歳～64歳の方がいる世帯には、介護分保険料を含めた金額の通知書をお送りします。65歳になる方の介護分保険料は、誕生日の月の前月(誕生日が1日の方は前々月)までの分を、75歳になる方の保険料は、誕生日の月の前月までの分をそれぞれ月割計算していただきます。なお、加入・脱退所得の変動などで保険料が変わる場合はお知らせします。

医療費のお知らせの送付時期を変更

本年度は、6月末、来年3月末に送付します。

[詳細] 区役所(1階)の保険年金課

国民年金

国民年金制度

国民年金は、老後の生活を

支えるほか、障がい・死亡などの際に必要な給付を行います。未納があると給付が受けられない場合がありますので、忘れずに納付しましょう。納付が困難なときは、要件を満たすと申請で保険料が免除・猶予される制度があります。

[詳細] 区役所(1階)の保険年金課

介護保険



65歳以上の方へ6月中旬に保険料のお知らせを送付

年金天引きに該当する方には「特別徴収決定通知書」を、納入通知書や口座振替での納付に該当する方には「納入通知書」を送付します。なお、年度途中から年金天引きに該

当する方は、天引きが始まるまで、納入通知書などで納付してください。

低所得者減免制度

23年度の保険料が第3段階以上で、次の全ての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。区役所保険年金課へ申請してください。

対①22年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下、②世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下、③別世帯の市民税課税者に扶養されていない、④世帯全員が居住用か事業用以外の不動産を所有していない。

持参するもの

世帯全員の22年中の収入の分かるもの、預貯金額の分かるもの、加入している健康保険の保険証。

[詳細] 区役所(1階)の保険年金課

利用者負担額の減額・減免。介護保険サービスを利用する場合、利用者は掛かった費用の1割や食費などを負担しますが、所得の低い方など一定の要件を満たす場合は、申請により減額・減免が受けられます。なお、現在認定証をお持ちの方も有効期限が6月末ですので、申請願います。

減額・減免制度①負担限度額認定。介護保険施設などに入所した際の食費・居住費を軽減、②社会福祉法人利用者負担減額。社会福祉法人利用者負担減額対象のサービスを受けるとき、特に生計が困難な方は利用者負担額を軽減、③旧措置入所者の利用者負担の特例。介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所していた方は、以前の負担を超えないよう1割の利用者負担と食費・居住費を軽減。

[詳細] 区役所(1階)の保健福祉課